2024 年度: NPO関連予算総括表

省庁名 消費者庁

単位:百万円

2024 年度 NPO 関連予算の特徴 連番 事業名 新・継 区分 施策・事業概要 2024 年度予算額 [うち 2024 年度 使用見込残額] 補助率 上限額 使用見込残額] 実地主体 ル 中請方法 (含むメールアドレ ス) NPO への実 後 1 消費者団体訴 継続 消費者団体訴訟制度(内 (89 の内 (74 の内 — 民間企 6~8月頃 入札書、提 消費者庁消費 執行額 2	備考
連番 新・継 施策・事業概要 2024 年度予算額 [うち 2024 年度 使用見込残額] 本間助率 上限額 使用見込残額] 上限額 (含むメールアドレ 水) 財子 (合むメールアドレ ス) NPO への実 (会むメールアドレ ス)	5
番 事業名 施策・事業概要 2024 年度予算額 [うち 2024 年度 使用見込残額] 上限額 使用見込残額] 実地主体 実地主体 ル ル 申請方法 (含むメールアドレ ス) NPO への実 後	5
番 事業名 施策・事業概要 2024 年度予算額 [うち 2024 年度 上限額 使用見込残額] 実地主体 ル 申請方法 (含むメールアドレ ス) NPO への実 積	5
使用見込残額] ス) 績	
1 消費者団体訴 継続 消費者団体訴訟制度(内 (89 の内 (74 の内 — 民間企 6~8月頃 入札書、提 消費者庁消費 執行額2	
	一部事業
訟制度の企 閣総理大臣が認定した消 数) 業、NPO 案書を作 者制度課 (5件)	において
画・推進 費者団体が、消費者の利益 法人等 成のうえ 03-3507-9264	NPO 法人が
の擁護のために、事業者に	受託。ま
対して訴訟等を行うこと	た、一部事
ができる制度)について、	業内で NPO
制度の着実な運営を確保	法人と連
するための事業。	携。
本事業の一部として、孤	
独・孤立した消費者の被害	
救済のため、消費者団体と	
孤独・孤立対策 NPO との連	
携を推進。	
予算額合計(内数事業除く)	_
2024 年度使用見込残額合計 []	
2024 年度実質予算額合計 ——	

≪記載要領≫ [2024年度 NPO 関連予算の特徴欄]には、2023年度と比べた 2024年度 NPO 関連予算全体の特徴等を記載して下さい。

[対象事案] NPOに資する事業(NPOが手挙げ(参入)出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、2023年度で"終了"し 2024年度は実施しない事業でも、前年度と対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新·継区分欄] 当該事業の区分("新規"、"継続"、"名称変更"、"統廃合"、"終了"のいずれか一つ)を必ず記載して下さい。なお、"名称変更"、"統廃合"の場合は、旧事業や 廃止した事業も同じ行に記載し(予算額は合算)、2023年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 2024年度予算額欄には直近の政府案、2023年度予算額欄には補正予算を含んだ額を記載して下さい。 うち補正予算等で 2024年度使用できる見込残額がある場

合は、下段に[]括弧で囲みその予算額も表記して下さい。予算計上された年度をベースに記載して下さい。なお、NPO が手挙げ(参入)出来るのは、その予算額全額に対してではなく一部であり、額が事業毎にどうしても区分できない場合は、()括弧で囲み(〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 2024 年度予算額欄と 2023 年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業 (2024・2023 年度のいずれかが内数事業を含む) の場合は、合計するときのみ 2024・2023 年度ともその額を除いて下さい。なお、2024 年度実質予算額合計欄には、2024 年度予算額合計+うち 2024 年度使用見込残額合計の合計を記載して下さい。

消費者団体訴訟制度の企画・推進に必要な経費(消費者庁消費者制度課)

令和6年度予算(案)額 89百万円

(令和5年度予算額 74百万円)

事業概要•目的•必要性

- 〇本事業は、消費者裁判手続特例法等に基づく消費者団体訴訟制度について、制度の着実な運営を確保するもの。
- 〇令和4年に法改正を行い、令和5年10月に施行されるが、これまでの周知・広報活動の成果を踏まえるとともに、同改正により導入された消費者団体訴訟等支援法人制度の本格始動を見据え、令和6年度には広報戦略の抜本的な見直しを行い、周知・広報をより一層強化することが必要。
- 〇また、同制度の実効性向上のためには、適格消費者団体等との 連携に加え、各地域の発生しつつある消費者被害を早期に把握 し対応し同制度の運用強化に生かすとともに、消費生活相談の 現場等での実践的な制度の利活用を促進していくことが重要で あることから、地方公共団体との一層の連携促進が必要。
- 〇さらに、引き続き制度の改善の検討を行っていくため、改正法 の施行を踏まえた運用状況や消費者被害の発生状況の把握を引 き続き行っていくことが必要。
- ○加えて、孤独・孤立に起因する消費者被害は、引き続き、支援の 手が届きにくい状況にあり、その予防・回復に向け、孤独・孤立 対策NPOとの連携の一層の強化が必要。

事業イメージ・具体例

- 〇消費者団体訴訟制度について、従来の啓発コンテンツに加え、 消費者に向けた啓発動画やSNSへの広告掲載等を通じ、幅広い 国民への周知と行う。
- ○適格消費者団体連絡協議会による適格消費者団体との連携強化に加え、地方公共団体(消費生活センター等を含む)との情報連携のための会合を開催し、各地域の発生しつつある消費者被害早期に把握し対応等することにより、消費者団体訴訟制度の運用強化・改善を図るとともに、地方公共団体における実践的な制度の利活用を促進する。
- 〇消費者団体訴訟制度のより一層の機能強化のため、消費者被害の発生状況の実態調査を実施し、法改正を踏まえた制度の 利活用状況を把握し、引き続き制度の改善に向けた検討を行う。
- 〇孤独・孤立した消費者に対しては、連携するNPOの分野的な広がりを持たせ、オンライン相談会やオンラインシンポジウムを開催することにより、より幅広い孤独・孤立した消費者の啓発を図る。

資金の流れ

国

委託

民間事業者等

※各事務ごとに委託

期待される効果

- 〇消費者の制度参加が促進され、制度の安定的な運営が確保で きる。
- 〇関係機関の連携が強化されることで、ノウハウの共有がより一 層促進され、消費者団体訴訟制度がより一層機能強化される。

孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業 (消費者庁消費者制度課)

令和6年度予算(案)額 **30百万円** (令和5年度予算額 30百万円) 消費者団体訴訟制度の企画・推進に必要な経費 89百万円の内数

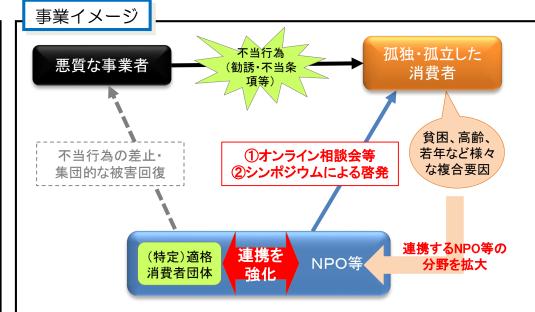
事業概要•目的•必要性

【目的・必要性】

- 〇コロナ禍等の影響により孤独・孤立が社会問題化している ところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットとなりつつある。
- 〇孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にあり、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。また、孤独・孤立の他、貧困、高齢、若年といった要素が複合的に組み合わさって被害が生じている場合が多い。
- 〇そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPOとの連携をより一層強化した広域的な対応が必要。

【概要】

- 〇孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPOとの連携を促進し、 オンライン相談会等を通じて集中的に孤独・孤立に起因し た消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復 に向けた啓発を促進する。
- 〇孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを 開催することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。



- ○孤独・孤立を始めとする複合的な要因で生ずる消費者被害に対応するため、令和5年度には「貧困」、令和6年度には「高齢」、「若年」と連携するNP0等の分野的な範囲を拡大しオンライン相談会を行う予定としており、より幅広く消費者被害事案を把握していく。
- ○また、得られた被害情報を要因を踏まえて分析し、被害予防のため の注意事項を整理した上で、シンポジウムを通じて周知・啓発を図 るとともに、そのような情報を、連携をしたNPO等を通じて、より幅 広い孤独・孤立した消費者に対して提供する。

資金の流れ

围

委託

NPO等

期待される効果

ONPO等との連携の強化を通じ、依然として支援の手が届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の消費者被害のより一層の防止・回復を促進できる。